

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成20年3月10日(月)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

13人(男性9人,女性4人)中12人(男性9人,女性3人)の委員が出席

第4 議事

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 意見交換等(家裁委員,説明者)

テーマ「家事調停制度について」

- (1) 家事調停の手續に関するDVDビデオの視聴の後,総務課長から,家事調停手續の流れ,家事調停事件の種類,調停委員の役割,家事調停事件の動向について説明が行われた後に,次のような意見等が述べられた。

【調停手續の流れについて】

調停はどのような流れで成立,不成立となるのですか。

一般的に,第1回の期日では,調停委員会が当事者双方の主張や事情を聞き,第2回の期日では,調停委員会がお互いの意見や主張を調整していくこととなります。そして,第3回の期日で双方が条件を譲り合うなどして,円満に解決できることになれば調停が成立することとなります。また,折り合いがつかなければ調停が終了することとなります。しかし,実際には複雑な事案や家裁調査官が関わる事案もあり,個々の事案ごとに調停委員会が適切な期日を掛けて調整しています。

調停の場では,思うように意見を言えない人もいますので,意見を言いやすい雰囲気にするとか,本人を支援する人も同席できるようにすれば調停がスムーズに,満足度の高い合意で終わるのではないかと思う。

- (2) 総務課長より,調停委員の身分,資格について説明が行われた後に次のような意見等が述べられた。

【調停委員の任期について】

調停委員の任期(2年)は更新されるのですか。

更新はされるが,当然の更新ではなく,調停委員として不適当な方であれば更新しないことは当然あります。

【調停委員の資格について】

調停委員は専門的な知識が要請される仕事なのですか。

調停は当事者双方の言い分を公平に聞いた上で,どういう方法で解決を図っていくのが妥当かという視点に立つ必要があるので,そういったことができることが前提として必要で,さらに専門的な知識があれば,その知識が必要なケースで問題の解決に当たっていただくこととなります。

【調停委員候補者の確保などについて】

調停の申立人には当然若い人もいますし,そういう方に対応するには,年齢の高い調停委員ではなく,40歳以上で若い人が話しやすいような調停委員も確保する必要があるのではないかと思う。

職業に就いている人は時間的な余裕がないので,若い調停委員を捜すのは大変なと

ころがあると思う。

調停委員の公募についてはどうでしょうか。

調停の仕事は、難しい面もあり、公募に馴染むのかという面もあると思われます。

現在、調停委員の推薦依頼は、公共団体や金融機関、民間の団体や弁護士会等に行っていますが、推薦依頼とは別に調停委員を希望するということで自薦してこられる方もおられ、そのような方で調停委員になっていただいている方もいます。

現役で働いている人に調停委員になっていただくには、いつどこに入るか分からないという仕事は非常に受けにくいと思うので、あらかじめ月の決まった日を空けておくなどの配慮をした上で、調停委員を経験することが、本人にとって将来役立つということを会社等に説明して、了解を得るということにすれば、調停委員の確保をしやすいと思う。

調停委員のPRは非常に不足していると思うし、調停の当事者にとっても、調停委員の立場等が知られていないことから、調停委員の提案に納得するという部分で旨くないのではないかなと思う。

また、現職の人を開拓する場合には、会社に対して、会社の業務、勤務の一環として、調停委員を推薦してくださいという方法をとるとか、調停委員の立場を高めるようなPRをしないと、60歳未満の現役で働いている調停委員を確保するというのは難しいと思う。

最新の知識を調停に生かすという趣旨でも、現役の方に調停委員になっていただくとう助かるし、その方から他の調停委員が知識を学ぶということもできると思う。

福祉関係のカウセリングの能力を持った人に調停委員になっていただくと、調停委員としては役に立っていただけるのではないかなと思う。

例えば企業の中で調停委員の人数をある程度キープしておいて、その中から都合の良い人に事件を担当してもらおうという方法も考えられると思う。

【その他】

調停委員だけでは、收拾ができないような場合にはどのようにしているのか。

裁判官に相談したり、家庭裁判所には、家裁調査官や医師などの専門的な職種の方がいるので、そういった方と協力して行っています。

調停制度を広報するには、多くの人に聞いてもらうシンポジウムのようなものを行ったら役立つと思う。

4 次回期日等

今回は、平成20年7月9日(水)に引き続き調停委員に関する事項をテーマに開催されることになった。